

## 証券投資信託 商品概要説明書

項目	内容
1. 商品名 愛称	iFree 新興国債券インデックス
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)
3. 商品分類	投資信託協会分類：追加型投信／海外／債券／インデックス型
4. 商品属性	
当初設定日	2016年9月8日
信託期間	無期限
クローズド期間	ありません。
主要投資対象	ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンドの受益証券 ※ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンドは、新興国通貨建ての債券を主要投資対象とします。
運用方針	● 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、新興国通貨建ての債券に投資し、投資成果をJPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円換算)の動きに連動させることをめざして運用を行います。 ● マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 ● 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。
主な投資制限	● マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ● 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権の行使等により取得したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ● 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
ベンチマーク	JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円換算)
決算日	毎年7月5日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	● 毎年7月5日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ● 収益分配金は、自動的に再投資されます。
償還条項	次のいずれかの場合には、委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。 ・受益権の口数が30億口を下回るようになった場合 ・JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円換算)が改廃された場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
5. お申込み方法	当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により購入できます。
お申込み単位	1円以上 1円単位
お申込み価額	購入約定日の基準価額が適用されます。
6. 解約方法	当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当する場合は自由に解約できますが、確定拠出年金関連法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しはできません。
解約価額	売却約定日の基準価額が適用されます。
7. 費用	この商品には次の費用がかかります。
販売手数料	ありません。
信託報酬	純資産総額に対して年0.242%(税抜年0.22%) (内訳(年率):委託会社0.11%(税抜0.10%)、販売会社0.11%(税抜0.10%)、受託会社0.022%(税抜0.02%))
信託財産留保額	ありません。
その他費用	以下の費用等は信託財産の中から支弁します。 ・信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息 ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額 ・信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)〈当該益金から支弁〉 ・信託財産で有価証券の売買を行う際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額 ・先物取引・オプション取引等に要する費用 ・信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用 ※その他費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

(運営管理機関) リそな銀行

項目	内容
8. お申込み不可日等	次のいずれかの休業日と同じ日付の日には、受益権の取得および換金の申込みの受付は行いません。 ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークまたはロンドンの銀行 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、 購入、換金の申込みの受付を中止すること、すでに受付けた購入の申込みの受付を取消すことがあります。 また、確定拠出年金制度上、お取扱いができない場合がありますので、弊社コールセンターにお問合せください。
9. 課税関係	● 確定拠出年金制度においては換金時、償還時、収益分配時の利益に対して課税されません。 ● 加入者および運用指図者の方の年金資産残高に対して約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。
10. 利益の見込み 損失の可能性	● 基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者の 皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込む ことがあります。また、将来の基準価額の予想ができないことから、利益の見込みを事前に示すことはできま せん。なお、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者の皆さまに帰属します。 ● 当ファンドの基準価額は弊社コールセンター、Web等で開示します。
11. 基準価額の主な 変動要因等	ファンドは、公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。 主なリスクは次の通りです。
価格変動リスク 信用リスク	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します(値動きの幅は、 残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。)。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても 変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払う ことができなくなった場合(債務不履行)、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します(利息 および償還金が支払われないこともあります。)。新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大き く、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。組入公社債の価格が下落した場合には、 基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
為替変動リスク	外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を 受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動 することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額 が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動する ことがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。 なお、当ファンドにおいては、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。そのため基準 価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して 新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となること があります。新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。 新興国の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際 収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが市場に及ぼす 影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々 の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。 新興国においては、先進国と比較して、証券の決済、保管等にかかる制度やインフラストラクチャーが未発達で あったり、証券の売買を行う当該国の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延、不能等が発生する 可能性も想定されます。また、税制が先進国と異なる場合や、税制の変更や新たな適用などの可能性もあります。 そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。
債券先物取引の 利用に伴うリスク	債券先物の価格は、金利の動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買建てている場合において、 先物価格が上昇すれば収益が発生し、下落すれば損失が発生します(売建てている場合は逆の結果となります。)
外国為替予約 取引の利用に 伴うリスク	外国為替予約とは、将来あらかじめ定めた条件(時期、金額、為替レート等)で外貨の売買を行う契約のことを いいます。買予約(外貨を買う契約)を行っている場合、当該外貨の為替レートが円安方向に変動すれば収益が 発生し、円高方向に変動すれば損失が発生します(売予約を行っている場合は逆の結果となります。)
<その他の留意点>	ファンドは、JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド (円換算)の動きに連動する投資成果をあげることをめざして運用を行いますが、組入れる銘柄の違いや費用負担 の発生等の理由から、基準価額の動きが同指数と完全に一致するものではありません。
12. セーフティー ネットの有無	投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構・貯金保険機構・保険契約者保護機構の保護の 対象ではありません。
13. 持分の計算方法	解約価額(= 基準価額) × 保有口数 ※ 解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。
14. 委託会社	大和アセットマネジメント株式会社(ファンドの運用指図等を行います。)
15. 受託会社	三井住友信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管および管理等を行います。) (再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行)

### (運営管理機関) リそな銀行

- ◆ 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明する  
ために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。  
したがって、元金および投資成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の運用実績と併せて、ご自身で投資判断を  
行っていただきますようお願いいたします。